

平成30年度 事業報告書

平成30年度 事業報告書

本法人は、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施してきた。なお、当協会の主要事業である年金担保融資の信用保証事業については、年金担保融資の貸付が令和4年3月末の予定で申込受付が終了することが、決定されたことを受け、「年金担保貸付事業の終了後における当協会のあり方検討委員会」を開催し、今後の対応について検討を行っている。

本年度に実施した各事業の実施状況及び管理的事項は、次のとおりである。

I 事業実施状況

1 信用保証事業

(1) 信用保証事業の実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、次のとおり実施した。

① 新規利用件数・保証引受額

平成30年度の信用保証制度の年間利用状況は、新規利用件数は、74,332件、同保証引受額は、386億円であった。

また、平成30年度末の保証引受残高は、178,295件、523億3,724万円（前年度201,739件、585億67万円）であった。

表1：新規保証利用件数と保証引受額の年度推移

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
新規利用件数	138,091件	103,595件	92,610件	77,800件	74,332件
保証引受額	944億円	573億円	506億円	394億円	386億円
対前年度比（額）	79.7%	60.7%	88.3%	77.9%	97.8%

② 保証料及び保証料収入

保証料は月当たり保証金額1万円について、18円40銭とした。

平成30年度の保証料収入は、10億8,947万円（前年度11億7,424万円）であった。

表2：保証料の推移

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
保証料	18.40円	16.90円	15.20円	15.20円	16.90円	18.40円
年率換算	2.21%	2.03%	1.82%	1.82%	2.03%	2.21%

(注) 保証料は、対万円/月。

③ 保証履行及び求償債権の管理状況

平成 30 年度の保証履行は、4,260 件、11 億 4,722 万円を行った。（保証履行状況の推移は、表 3 参照。）

平成 30 年度末の求償債権の残高は、288 件、135,573 千円（前年度末 302 件、149,837 千円）であった。

平成 30 年度の求償債権の増減の状況は表 4、債権償却の状況は表 5 のとおりである。

表 3：保証履行状況の推移

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
件 数 (前年度比)	7,153 件 (99.7%)	6,634 件 (92.8%)	5,670 件 (85.5%)	4,679 件 (82.5%)	4,260 件 (91.0%)
金 額 (前年度比)	2,791 百万円 (95.4%)	2,312 百万円 (82.8%)	1,671 百万円 (72.3%)	1,341 百万円 (80.3%)	1,147 百万円 (85.5%)
単 価 (前年度比)	390 千円 (95.6%)	348 千円 (89.2%)	295 千円 (84.8%)	287 千円 (97.3%)	269 千円 (93.7%)

表 4：平成 30 年度求償債権の増減状況

	平成 29 年度 末残高	増加分	減額分		平成 30 年度 末残高
			回収分	債権償却分	
件 数	302 件	31 件	7 件	38 件	288 件
金 額	149,837 千円	10,642 千円	2,439 千円	22,467 千円	135,573 千円

※回収分の内訳：全額一括返済分 3 件、260 千円。分割返済分 4 件、2,179 千円。
計 2,439 千円（前年度 6,511 千円。）

表 5：債権償却の状況（債権管理規程第 22 条第 3 項による報告）

	件 数	金 額 (円)	備 考
死 亡	2	702,755	
破 産	5	2,269,752	民法上の破産適用
生活困窮	7	2,947,417	生活保護受給者等
行方不明	—	—	1 年以上の所在不明
時 効	24	16,547,439	民法上の時効（10 年）
合 計	38	22,467,363	

(2) 金融機関に対する訪問連絡活動の実施

年金担保融資の取扱い金融機関 13 行を訪問し、利用者に対する信用保証事業

の内容の周知を依頼するとともに、保証関係事務処理に関する連絡調整、さらには、信用保証制度等に関する意見、要望等の聴取などを行い、平成30年4月からは、「配偶者、子、父母、兄弟姉妹のいずれもがいない方」及び「自署できない方」を団体信用生命保険の適用外とする扱いとし、信用保証事務の一部簡素化を図った。

(3) 団体信用生命保険の新規加入の停止について

協会は、保証依頼者死亡による保証履行の危険負担を分散するために連帯保証委託約款により保証依頼者に団体信用生命保険への加入を条件としていたが、平成31年4月の信用保証申込者より、連帯保証委託約款を改正し、団体信用生命保険への新規加入を停止することとした。

2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

(1) 年金住宅融資に係る債務引受事業

平成30年度は会員からの新規の債務引受の申し込みはなかった。

賛助会員については、年金住宅融資債権の完済により、団体信用生命保険の被保険者が「0」になった会社が6社あったこと等から、平成31年3月末で7会員減少となり、20会員（前年度27会員）となった。

(2) 年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、平成30年度においては、特約料を据え置き、表6のとおり実施した。

同事業の団体信用生命保険加入件数は、平成31年3月末で448件（前年度575件）と前年度より97件の減少となった。事業の実施状況の推移は、表7のとおりである。

表6：特約料

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	30年度	6.49円	8.42円	10.31円

※平成25年度に特約料を改定後、据え置きを実施している。

表7：利用状況の推移

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
加入件数(年度末)	927件	779件	680件	575件	448件
支払件数	10件	7件	8件	6件	4件
支払保険金	24,995千円	19,666千円	30,908千円	11,007千円	4,982千円

II 管理的事項

1 評議員会

(1) 第13回評議員会（定時評議員会）

平成30年6月18日（月）13：30～

開催場所：虎ノ門法経ホール 小ホール

報告事項1 平成29年度事業報告について（事業報告書）

報告事項2 平成29年度決算について（決算書）

報告事項3 特定費用準備資金の計画期間等の変更について

報告事項4 「文書処理規程」の一部改正について

報告事項5 常勤理事の特別手当の額について

(2) 第14回評議員会

平成30年10月31日（水）13：30～

開催場所：虎ノ門法経ホール 大ホール

報告事項1 会計監査人に対する報酬について

報告事項2 年金担保融資の信用保証業務における団体信用生命保険の新規加入の停止について

報告事項3 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

報告事項4 事務所の移転について

報告事項5 「意見交換会」（30年7月23日開催）の報告

(3) 第15回評議員会

平成31年3月14日（木）13：30～

開催場所：当協会会議室

第1号議案 唐木稔評議員辞任に伴う後任評議員の選任について

第2号議案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改正について

報告事項1 2019年度事業計画について（事業計画書）

報告事項2 2019年度予算について（収支予算書）

報告事項3 2019年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について

報告事項4 「職員給与規程」の一部改正について

報告事項5 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

2 理事会

(1) 第19回理事会

平成30年5月31日（木）13：30～

開催場所：虎ノ門法経ホール 小ホール

第1号議案 平成29年度事業報告について（事業報告書）

- 第2号議案 平成29年度決算について（決算書）
- 第3号議案 特定費用準備資金の計画期間等の変更について
- 第4号議案 「文書処理規程」の一部改正について
- 第5号議案 常勤理事の特別手当の額について
- 第6号議案 第13回評議員会（定時評議員会）の招集について

(2) 第20回理事会

平成30年10月15日(木) 13:30～

開催場所：当協会会議室

- 第1号議案 会計監査人に対する報酬について
- 第2号議案 年金担保融資の信用保証業務における団体信用生命保険の新規加入の停止について
- 第3号議案 第14回評議員会の招集について
- 報告事項1 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について
- 報告事項2 事務所の移転について
- 報告事項3 「意見交換会」（30年7月23日開催）の報告

(3) 第21回理事会

平成31年2月27日（水）13:30～

開催場所：当協会会議室

- 第1号議案 2019年度事業計画について（事業計画書）
- 第2号議案 2019年度予算について（収支予算書）
- 第3号議案 2019年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について
- 第4号議案 「職員給与規程」の一部改正について
- 第5号議案 第15回評議員会の招集について
- 報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

3 年金担保貸付事業の廃止時期が明示されたことへの対応

・年金担保貸付事業の融資を実施している（独）福祉医療機構の中期目標・計画（平成30～34年度）で、同事業について「平成33年度末を目途に新規貸付を終了する。」と記載され、年金担保貸付の終了時期が明示された。

・そのことを受け

(1) 「意見交換会」の開催

年金担保貸付事業の廃止時期が明示されたことを受け、当協会の存続・解散を含めた今後のあり方について、忌憚のない意見を聞かせていただくため、評議員、理事、監事の役割を外した「意見交換会」を平成30年7月23日に開催した。

(2) 「年金担保貸付事業終了後における当協会のあり方検討委員会」の開催

平成30年7月に開催された「意見交換会」で、本格的な検討委員会を作って、今後の方針を決める必要があるとの意見があったことから、「検討委員会」を設置

し、今後の基本方針を作成することとした。

第1回の検討委員会を平成31年1月18日に実施し、今後、「検討委員会」を2回程度開催し、報告書（案）を作成する予定である。

(3) 厚生労働省年金局、(独)福祉医療機構との打ち合わせ

厚生労働省年金局資金運用課長、(独)福祉医療機構理事長、担当理事を訪問し、当協会の今後の進路について、申し入れを行った。

(4) 常勤役職員の給与の削減措置の実施

当協会の財政状況に資するため、2019年4月から、当分の間、常勤役職員の基本給月額を10%減額することとした。

4. 事務所の移転

年金担保貸付事業終了後の廃止後の資金繰りに資するため、固定費として大きな割合である事務所賃借料を軽減するため。平成30年12月10日に事務所を移転した。

新事務所：東京都港区西新橋2丁目5番11号 NTKビル4階

平成 30 年度事業報告に関しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。

2019 年 6 月
公益財団法人 年金融資福祉サービス協会

[参考]

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第 34 条 法第 123 条第 2 項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第 76 条第 3 項第 3 号及び第 90 条第 4 項第 5 号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。